

小児科を開設するなら ^{ぜひ!} 福島市

福島市小児科診療所開設支援補助金

市内に新規に診療所を開設または承継する医師に、**開設資金の一部を補助します!**



補助金額

対象経費に対して

上限

3,000万円

対象経費

以下の合計額の3分の1

- (1) 土地の取得費、賃借料(24月分)
- (2) 建物の建設費、取得費、賃借料(24月分)
- (3) 建物の増築費、改修費
- (4) 医療機器の購入費(単価税込50万円以上)

交付要件

右記のすべてを満たす方



- 継続して10年以上診療する見込みである
- 一般社団法人福島市医師会に加入する
- 夜間急病診療所の小児科診療に協力する
- 休日診療当番医に協力する
- 市が行う地域医療事業に協力する
- 国など公的な機関から、対象経費について補助金等の交付を受けていない

★ 詳しくは市ホームページをご覧ください。★

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/hoken-ti/kenko/iryo/syouni/kaigyou.html>

まずは…
ご相談ください!

問い合わせ先 ☎024(572)7602
福島市保健所 保健総務課 地域医療係
福島市森合町10-1 保健福祉センター 3階

